

■遺言書とは

遺言は、自分の財産を誰に、どのように相続させたいかを書き記したものです。以前は、「自分の財産を分ける」ために作成されるというイメージがありましたが、現在では、「相続人や家族に余計な面倒をかけないため」に、また「ご自分の想いを伝える」ために作成される方が増えています。

確かに、遺言は法律上、作成する義務があるわけではありません。しかし、遺言書がないケースでは法定相続人による遺産分割協議が必要になり、その協議をまとめるのも大変な作業になります。また、相続人が多数いる場合は無用な争いの火種になりかねません。

遺言には、付言事項として、ご自分の葬儀の方法や、家族への感謝の気持ち、遺言を残した経緯や、分割方法の理由を書くことができます。

遺言を活用して、ご自分の財産の行先を決め、家族への想いを残すことは決して後ろ向きなことではありません。遺言書は家族への最後のメッセージなのです。

第三者である専門家が関与することで手続きをスムーズかつ確実に進めることが可能になります。豊富な経験と実績を持った専門の行政書士が、遺言書の作成から、実際の相続手続きをサポートいたしますので、この機会に是非、ご相談下さい。

■公正証書遺言の作成方法

公正証書遺言の作成の主な流れです。行政書士が事前に打ち合わせをしていますので、ご本人は、当日公証人が遺言の内容を読み上げながら確認します。そして、証書に記名押印をするという流れになります。

- (1)証人2人以上の立会いのもと公証人役場へ出向くこと（別途依頼により、公証人の出張もあります）。
- (2)遺言者が遺言の内容を公証人に口述すること。
- (3)公証人がその口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、または閲覧させること。
- (4)遺言者および証人が筆記の正確なことを承認したうえで、各自が署名・捺印すること。
- (5)公証人がその証書を法律に定める手続きに従って作成されたものである旨を付記して、これに署名捺印すること。

■公正証書遺言の必要書類

公正証書遺言の必要書類は以下のとおりです。

戸籍等の公的書類は、行政書士が相続関係説明図作成を前提として職務上請求して取得することができます。

- (1)遺言者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）とその実印
- (2)遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本
- (3)相続人以外の方に遺贈する場合はその方の住民票
- (4)相続又は遺贈させる財産が不動産の場合は、登記簿謄本と固定資産納税通知書
- (5)動産の場合はそれらを記載したメモ
- (6)預貯金の場合は金融機関名、支店名、口座番号
- (7)証人2名の住所、氏名、職業、生年月日

■当事務所のサービス

遺言書原案の作成、内容の精査、戸籍謄本等の収集、相続関係図などの作成、証人就任など、公正証書遺言作成に必要な手続きのお手伝いをいたします。遺言の内容を実現する為に遺言執行者に就任いたします。

また、必要性があれば、高齢者の方やそのご家族の方に代わって財産管理及び身上監護を行います。そして判断能力の衰えた場合に備えて任意後見契約を結び、安心して生活していただけるようにサポートさせていただきます。

報酬は、手続きの内容や、財産額によって変わりますので、具体的なご相談後にご依頼の場合の報酬や、必要経費などをお見積もりさせていただきます。

■基本報酬額

各種業務の基本報酬額（消費税別）

自筆証書遺言作成	30,000円	ご本人のご希望に沿った内容の文案の作成のお手伝いをいたします。
公正証書遺言書作成	100,000円	ご本人のご希望に沿った内容の文案の作成と、公証役場との調整、証人として当日立ち合います。
相続人調査	30,000円	戸籍謄本、除籍謄本等の法定相続人を確定するための調査をし、相続関係図を作成いたします。
遺産分割協議書作成	30,000円	相続人の協議内容を書面化します。お話し合いは相続人同士で行っていただきます。
不動産の名義変更	50,000円	登記費用、登録免許税は別途発生します。
預貯金の名義変更	30,000円	1口座あたりです。
自動車の名義変更	10,000円	1台あたりです。
相続手続一式	300,000円	戸籍収集、相続財産の確定、遺産分割協議書の作成、各種相続財産の名義変更を一括してお引き受けいたします。
遺言執行	300,000円	遺言執行者として、遺言内容を実現します。
相続放棄支援	50,000円	相続放棄に必要な書類を取得収集します。
死因贈与契約書作成	50,000円	契約書の作成のお手伝いをします。
成年後見制度利用支援	150,000円	成年後見人等の候補者となり、申立に必要な書類を収集いたします。
任意後見契約	150,000円	任意後見契約を公正証書で締結します。
見守り契約（月額）	15,000円	ご家庭を訪問し、様子をお伺いし、必要な限度で財産の管理をします。
死後事務委任契約	300,000円	死亡届けや財産の処分等の事務をお引受けします。

※上記は基本報酬です。事案の難易度、財産の額によって増減する場合がありますのでお気軽にご相談下さい。